

令和4年 第2回

福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

(令和4年8月2日)

目 次

日時・場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	1
議事日程・会議に付した事件	1
開会・開議	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 会期の決定	3
日程第3 会議録署名議員の指名	3
日程第4 諸般の報告	3
日程第5 議案第7号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について	4
日程第6 議案第8号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	4
日程第7 議案第9号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理について	4
日程第8 議案第10号 令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算	6
日程第9 議案第11号 令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	6
日程第10 議案第12号 令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	10
日程第11 議案第13号 令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	10
日程第12 一般質問	15
日程第13 請願第5号 後期高齢者医療費「窓口2割負担」実施の撤回を求める請願	21
請願第6号 75歳以上の医療費窓口負担について2割化実施の凍結を求める請願書	21
請願第7号 75歳以上の医療費窓口自己負担2割化実施の凍結を求める請願書	21
閉会	23
会議録署名	25

日時・場所

令和4年8月2日（火） 午後2時00分

博多サンヒルズホテル 2階 瑞雲の間

（福岡市博多区吉塚本町13番55号）

出席議員（28名）

1番 中村 義雄	2番 木畑 広宣	3番 有田 絵里
4番 尾花 康広	5番 山田 ゆみこ	6番 中山 郁美
7番 関 好孝	8番 大塚 進弘	9番 秀村 長利
10番 小林 義憲	11番 金子 健次	13番 工藤 政宏
14番 福田 浩	16番 井上 澄和	17番 岡本 陽子
18番 楠田 大蔵	20番 高木 典雄	21番 林 裕二
22番 月形 祐二	23番 松月 よし子	25番 阿部 寛治
26番 世利 良末	27番 森山 浩二	30番 田頭 喜久己
31番 境 公雄	32番 渡邊 元喜	33番 道 廣幸
34番 坪根 秀介		

欠席議員（6名）

12番 西田 正治	15番 加地 良光	19番 原崎 智仁
24番 武末 茂喜	28番 岡崎 邦博	29番 井上 利一

説明員

広域連合長	二場 公人	監査委員	田原 誓成
事務局長	米田 昭彦	事務局次長	齋村 隆一
会計管理者	原 房枝	総務課長	釘崎 哲郎
保険課長	齋藤 渉	健康企画課長	管 正剛

議事補助員

書記 石松 昇	書記 青柳 詩帆
---------	----------

議事日程・会議に付した事件

日程第1	議席の指定
日程第2	会期の決定
日程第3	会議録署名議員の指名
日程第4	諸般の報告

日程第 5	議案第 7 号	福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 8 号	福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 9 号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理について
日程第 8	議案第 10 号	令和 3 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
日程第 9	議案第 11 号	令和 3 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
日程第 10	議案第 12 号	令和 4 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 11	議案第 13 号	令和 4 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 12	一般質問	
日程第 13	請願第 5 号	後期高齢者医療費「窓口 2 割負担」実施の撤回を求める請願
日程第 14	請願第 6 号	75 歳以上の医療費窓口負担について 2 割化実施の凍結を求める請願書
日程第 15	請願第 7 号	75 歳以上の医療費窓口自己負担 2 割化実施の凍結を求める請願書

■開会・開議（午後２時００分）

○議長（森山 浩二） 皆さん、こんにちは。議長の森山でございます。

開会に先立ち、議員並びに傍聴の皆様申し上げます。本定例会においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用をよろしくお願いいたします。

また、議場内の換気を図るため、会議中も議場出入口を解放したままとするなど、感染防止を踏まえた運営を行ってまいりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、ただいまから、令和４年第２回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員数は、２７名であります。議員定数は３４名で、定足数は１７名です。

よって、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

■日程第１ 議席の指定

○議長（森山 浩二） 日程第１、議席の指定を行います。議席は、会議規則第４条第１項の規定により、現在、御着席の席をもって議席といたします。

■日程第２ 会期の決定

○議長（森山 浩二） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日１日としたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日と決定いたしました。

■日程第３ 会議録署名議員の指名

○議長（森山 浩二） 日程第３、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第７４条の規定により、２２番、月形 祐二 議員、３０番、田頭 喜久己 議員を指名いたします。

■日程第４ 諸般の報告

○議長（森山 浩二） 次に、日程第４、諸般の報告を行います。

まず、議員異動の報告です。前回の定例会後に、議員を辞職されました方、及び当選されました方は、お手元に配布しております「議員異動報告書」のとおりでございます。

次に、例月現金出納検査及び定期監査の結果報告です。お手元に配付のとおり、監査委員から「令和3年12月から令和4年5月までの例月現金出納検査の報告」及び「令和3年4月から令和4年3月までの定期監査の報告」があっております。

次に、本日、議案説明のために、地方自治法121条の規定により、広域連合長その他関係職員の出席を求めましたので、御報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、広域連合長から発言の申出があっておりますので、これを許可いたします。

○広域連合長（二場 公人） 議長。

○議長（森山 浩二） 二場広域連合長。

○広域連合長（二場 公人） 広域連合長の二場でございます。

議員の皆様におかれましては、御多忙にもかかわらず御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年4月の施行以来、15年目を迎えました。この間、円滑で安定的な運営ができておりますのも、ひとえに、議員の皆様をはじめ、構成市町村の皆様の御理解と御協力の賜物と、心から感謝申し上げます。

さて、今年度は10月から一部の被保険者の方への窓口2割負担が導入されます。この窓口2割負担は、団塊の世代の方々が75歳を迎え始め、後期高齢者が増加する反面、後期高齢者医療制度を支える現役世代は減少するという状況において、現在の社会保障制度を将来にわたり維持していくためには、避けられない制度改革と捉えています。

一方で、長年、全国で最も高い水準となっている本県の後期高齢者一人当たりの医療費について、その適正化を図ることも重要な課題となっております。広域連合といたしましても、市町村の皆様に御協力をいただきながら、データヘルス計画に基づく様々な保健事業を引き続き積極的に推進し、健康寿命の延伸や医療費の適正化に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の定例会におきましては、「令和3年度決算」をはじめ、「令和4年度補正予算」や「条例改正」など7件の議案を提出しております。後ほど、提案理由の説明をさせていただきますが、議員の皆様におかれましては、御審議の程よろしくようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- | | | |
|-------|-------|---------------------------------------|
| ■日程第5 | 議案第7号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について |
| ■日程第6 | 議案第8号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| ■日程第7 | 議案第9号 | 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理について |

○議長（森山 浩二） 次に、日程第5、議案第7号「福岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について」から、日程第7、議案第9号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理について」までの3件を、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（森山 浩二） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） それでは、議案第7号から議案第9号までの条例改正議案について、一括して御説明させていただきます。

「条例議案」の1ページをお願いいたします。

まず、議案第7号「職員等の旅費に関する条例の一部改正について」であります。提案理由を新旧対照表で御説明いたします。3ページをお願いいたします。内容は、旅行雑費の支給額を変更するものです。

アンダーラインを付しておりますが、第18条第1項に規定する第1号の県内旅行については、現行の200円を支給しないこととし、第2号の県外旅行については、200円減額した1,100円とし、以下所要の改正を行うものであります。

条例改正文は、戻りまして2ページになっています。施行期日は、令和4年10月1日としております。

補足説明をさせていただきたいので、別冊の「議案に関する説明書」と記している資料を御準備願います。その1ページをお願いいたします。

1の改正の概要としましては、県内旅行については、旅行雑費を通信連絡費相当として支給しておりましたが、通信機器の発達など現在の社会情勢、福岡県などの支給状況を踏まえ、支給しないように改め、併せて県外旅行についても減額するものでございます。

以上が、議案第7号の説明であります。

続きまして、議案第8号、「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を御説明いたします。「条例議案」では4ページから16ページまでになりますが、分量が多くなっておりますので、説明は引き続き「議案に関する説明書」の方でさせていただきます。2ページをお願いいたします。

1の改正の概要としましては、育児休業の取得要件の緩和等について、条例で定める事項に関し、国と同様に改正するものであります。

2の改正の内容につきましては、(1)で非常勤職員の在職期間を1年以上とする要件を廃止することなど、(2)で非常勤職員の子の生後8週間以内の取得要件の緩和、(3)で子が1歳以降の育児休業取得の柔軟化、次のページの(4)で取得しやすい勤務環境整備の措置を講じることなどを内容とする改正でございます。

施行期日は令和4年10月1日です。以上が、議案第8号の説明であります。

続きまして、議案第9号、「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理について」、御説明いたします。「条例議案」は17ページから20ページであります。説明は、引き続き、「議案に関する説明書」でさせていただきます。4ページをお願いいたします。

1の改正の概要に記載のとおり、地方公務員法の改正に伴い、引用箇所条ずれを改めるものであり、事務的な整理でございます。

2の関係条例一覧に示しているとおり「育児休業等に関する条例」と、「人事行政の運営等の状況に関する条例」が対象となります。

施行期日は、改正法施行日に合わせ、令和5年4月1日としております。

以上が、議案第9号の説明であります。

条例議案の説明は、以上でございます。

○議長（森山 浩二） 議案第7号から議案第9号までについて、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

まず、議案第7号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。全員賛成です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。全員賛成です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。全員賛成です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第8 議案第10号 令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出決算

■日程第9 議案第11号 令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○議長（森山 浩二） 次に、日程第8、議案第10号「令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び日程第9、議案第11号「令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」の2件を、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（森山 浩二） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） それでは、議案第10号及び議案第11号について、一括して御説明させていただきます。

これらの議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和3年度一般会計の決算及び後期高齢者医療特別会計の決算について議会の認定をお願いするものでございます。

本議案の説明におきましても、別冊の「決算議案書」と「議案に関する説明書」の2冊を使用いたしますので、両資料の御準備をお願いいたします。

まず始めに、議案第10号「令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」の内容について御説明いたします。「決算議案書」の8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、収入済額の欄を御覧いただきますと、1款「分担金及び負担金」3億5,454万4,000円及び、前年度決算剰余金の3款「繰越金」2,136万9,125円が主なものであり、歳入決算の総額は、歳入合計の欄に記載のとおり、3億7,701万8,198円となっております。

次に歳出ですが、11ページの支出済額の欄を御覧いただきますと、2款「総務費」の3億4,374万9,140円が支出の主なものであり、歳出決算の総額は、歳出合計の欄に記載のとおり、3億4,436万8,490円となっております。10ページの表の欄外に記載のとおり、歳入歳出差引残額は、3,264万9,708円となっております。

別冊資料「議案に関する説明書」で、一般会計歳入歳出決算の主な内容を御説明いたします。その5ページをお願いいたします。

1「一般会計歳入歳出決算額」の（3）収支額3,265万円につきましては、令和3年度に市町村から交付された負担金の精算を行い、令和4年度に全額返還する性質のものであります。そのため、実質的な剰余金は発生しておりません。

2「主な収入」としましては、記載のとおり、収入決算額のほとんどが市町村負担金であります。

3「主な支出」としましては、市町村等からの派遣職員にかかる人件費相当額を派遣元自治体に対して負担する職員給与関係費2億5,815万7千円や、業務運営のために必要な財務・会計・財産管理関係費5,105万1千円が主なものであり、そのほか広報関係費、議会運営関係費があります。なお、参考として前年度決算額との対比を括弧書きで記載しております。

続きまして、議案第11号「令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」の内容について御説明いたします。「決算議案書」のほうに

お戻り願います。その20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入としましては、収入済額の欄を御覧いただきますと、1款「分担金及び負担金」の1,352億2,863万386円、2款「国庫支出金」の2,635億1,117万6,184円、3款「県支出金」の655億4,250万1,880円、4款「支払基金交付金」の3,106億3,750万円が主なものであります。

これに、運営安定化基金からの繰入れである7款「繰入金」55億6,809万円や前年度決算剰余金である8款「繰越金」323億4,291万4,968円などを加えた歳入決算の総額は、歳入合計の欄に記載のとおり8,141億4,751万3,845円となっております。

次に22ページ、23ページをお願いいたします。歳出としましては、23ページの支出済額の欄を御覧いただきますと、2款「保険給付費」の7,589億4,401万5,607円、4款「保健事業費」の12億1,112万5,043円、国県負担金の前年度分の精算に伴う返還金などを計上した7款「諸支出金」の226億8,641万9,568円などが主なものであり、歳出決算の総額は、歳出合計の欄に記載のとおり7,843億8,794万8,289円となっております。

22ページの表の欄外に記載のとおり、歳入歳出差引残額は297億5,956万5,556円となっております。

別冊の「議案に関する説明書」で、特別会計における歳入歳出決算の主な内容を御説明いたします。6ページをお願いします。

1「後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算額」の(3)収支額297億5,956万6千円の中には、まだ見込みですが、国・県・市町村及び支払基金に対して、令和4年度に返還する予定額149億1,859万円が入っておりますので、これを差し引いた148億4,097万6千円が、現時点での、令和3年度後期高齢者医療特別会計の実質的な黒字見込み額となります。

2の「主な収入」についてですが、市町村負担金は、市町村からの事務費、保険料等及び療養給付費の各負担金の合計であり、前年度と比べまして19億3,128万5千円増加しております。国庫支出金につきましては、療養給付費負担金、高額医療費負担金、調整交付金が主なものであり、前年度と比べまして29億6,484万7千円増加しております。県支出金につきましては、療養給付費負担金、高額医療費負担金が主なものであり、前年度と比べ9億1,047万4千円増加しております。後期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、前年度と比べ132億4,138万6千円増加しております。これは「現役世代からの支援金」という性質のものになります。

3の「主な支出」ですが、支出の大半を占める保険給付費は、7,589億4,401万6千円となっており、前年度と比べ279億233万3千円増加しております。保健事業費は、前年度より2億8,477万4千円増加しておりますが、これは「高齢者の

保健事業と介護予防の一体的な実施事業」に取り組む市町村が増加したこと、それに伴い健康診査受診率が向上し、健康診査費が増額したことなどによるものであります。

次に、7ページをお願いいたします。国からの負担金等の返還金は、226億3,204万円となっております。これは、保険給付費等の財源として令和2年度以前に国や県などから交付された負担金等の精算に伴う返還金です。

なお、※印で記載しておりますが、国への返還金119億6,733万4千円には、通常の業務運営の中で行われる翌年度精算としての令和2年度交付分返還金のほか、平成28年度に交付された財政調整交付金の返還金1,463万3千円を含んでおります。これは、令和3年4月に会計検査院の検査があり、その際、特別調整交付金の申請額について指摘を受けた過受領額を返還したものであります。この会計検査において、平成28年度分から令和2年度分まで見直しを行っており、平成28年度分については、時効を避ける観点から、先行して返還額を確定し、執行したものであります。平成29年度から令和2年度までの分についても、現在、国と協議中であります。

以上が令和3年度決算の概要ですが、決算に係る附属資料として、地方自治法第233条第5項の規定により、「主要施策の成果の説明書」を併せて提出しておりますので、御参照いただければと思います。

議案第10号「一般会計歳入歳出決算」及び議案第11号「後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」についての説明を終わります。

○議長（森山 浩二） 次に、監査委員から報告を求めます。

○監査委員（田原 誓成） 議長。

○議長（森山 浩二） 田原監査委員。

○監査委員（田原 誓成） 監査委員の田原でございます。監査報告を行います。

去る7月13日に、令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について監査を実施いたしました。

監査に当たりまして、毎月、出納状況について検査を実施しますとともに、広域連合長から提出されました一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきまして、関係法令に基づいて作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているかに着目し、関係諸帳簿及び証拠書類の検討と併せて関係職員から内容を聴取いたしました。

監査の結果、令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び関係書類は関係法令等に基づいて整備され、適正に作成されていると認められました。詳細は、別添の審査意見書を御参照していただきたいと思っております。

なお、今後も、被保険者数や保険給付費の増嵩が見込まれる中、広域連合においては、被保険者が安心して必要な医療を受けることができますよう、健全な財政運営や効率的な組織管理を通じ、制度の適切な運営に努められることを要望し、監査報告といたします。

す。

以上でございます。

○議長（森山 浩二） 議案第10号及び議案第11号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

まず、議案第10号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。全員賛成です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第10 議案第12号 令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合
一般会計補正予算（第1号）

■日程第11 議案第13号 令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（森山 浩二） 次に、日程第10、議案第12号「令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び、日程第11、議案第13号「令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の2件を、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（森山 浩二） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） それでは、議案第12号及び議案第13号について、一括して御説明させていただきます。別冊の「予算議案書」をお願いいたします。

まず始めに、議案第12号について御説明いたします。5ページをお願いいたします。

令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の補正として歳入予算及び歳出予算に、それぞれ3,265万円を増額して、それぞれ、総額3億9,624万9千円とするものであります。

補正予算の内容について御説明させていただきます。12ページ、13ページをお願いいたします。

歳入の3款1項1目「繰越金」を3,265万円増額いたします。これは、令和3年度一般会計の決算額の確定に伴い、剰余金を全額、前年度繰越金として計上するもので

あります。

次に、歳出について御説明いたします。14ページ、15ページをお願いいたします。

2款1項1目「一般管理費」を3,265万円増額いたします。これは、令和3年度の市町村事務費負担金の精算に伴う返還金であります。

続きまして、議案第13号について御説明いたします。19ページをお願いいたします。

令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、歳入予算及び歳出予算に、それぞれ149億1,859万円を増額し、それぞれ、総額8,180億2,900万7千円とするとともに、債務負担行為を追加、変更するものであります。

補正の内容について御説明いたします。まず、歳出の説明をいたします。30ページ、31ページを御覧ください。

7款1項3目「償還金」を149億1,859万円増額いたします。これは令和3年度の医療給付費等の負担金及び補助金の精算に伴う、国、県、市町村等への返還金であります。

ページを戻りまして28ページ、29ページをお願いします。歳入の8款1項1目「繰越金」を149億1,859万円増額いたします。これは、令和3年度後期高齢者医療特別会計決算額の確定に伴う決算剰余金の一部を、歳出予算に計上した国等への返還金の財源として、繰越金に計上するものであります。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。戻りまして、21ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正の1「追加」、令和5年度年次更新等被保険者証作成等業務委託料につきましては、被保険者証作成等業務の円滑な実施を図るために、債務負担行為を設定するもので、限度額は5,800万円、期間は令和5年度から令和6年度までであります。

次に、2「変更」につきましては、レセプト点検等業務委託料について、効率化を図る観点から類似業務であるレセプト関係支援業務を集約化するため、当初予算で設定しておりました債務負担行為の限度額を増額するものであります。

説明は以上でございます。よろしく御審議の程お願いいたします。

○議長(森山 浩二) 議案第13号について、質疑の通告がございましたので、これより質疑を行います。

質疑の回数は、会議規則第49条の規定により、同一議員につき3回までです。再度質疑を行う際は、挙手をして「議長」とお呼びください。また、質疑の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で10分以内としますので、御了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。

○6番(中山 郁美) 議長。

○議長（森山 浩二） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 私は、議案第13号、令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について質疑を行います。

本議案は第8期、つまり令和4年度及び5年度の保険料を前提として組まれた、令和4年度の特別会計予算について、令和3年度の決算による剰余金を繰越金として予算計上するなどの目的で補正するというものです。予算を補正する場合、当初予算計上時においては想定できなかった状況が生じるなどの事態となったときに、その理由を明確にして、議会の承認を得るとというのが通例であります。今回提案される補正については、単なる剰余金の処理と2つの債務負担行為に関するものだというのが先ほど説明されました。しかし、果たしてこの時期の補正がそれだけで良いのか、質していきたいと思えます。

今年度予算を審議した2月議会においては、ロシアによるウクライナ侵攻がまだ始まっていませんでした。その後、2月の末に始まった侵攻は長引く戦争となり、世界経済に深刻な影響を与えております。加えて、我が国においては日銀が主導し、異次元の金融緩和を続ける中、円安が加速し、国内物価の急速な高騰を引き起こし、消費者の暮らしに大きな打撃を与えております。さらに後期高齢者においては、その収入の柱である年金は、今年6月給付分から0.4%の減額となりました。被保険者からは、物価がこんなに上がっているのになぜ年金が減らされるのか、介護も医療も保険料は安くならないのかなど、疑問と怒りの声が広がっております。

後期高齢者医療保険制度においては、被保険者の納付する保険料が負担能力を超えているとして、私はたびたび本議会において引下げを求めてきましたが、今年度の保険料も史上2番目に高い状態となっております。年度スタート時から重い負担となっております。それに加え、被保険者にとっては想定外の物価高騰と年金削減が襲ってきたのであります。それなら、緊急に保険料の負担を軽くするなどの見直しが必要であり、今回補正にも反映させる必要があります。しかし提案によると、本補正にその中身は含まれておりません。そこで、現在の物価高騰及び年金削減が被保険者に与えている影響をどう認識しているのか、お尋ねいたします。また、本議案の検討に当たり、その影響をどう考慮されたのか、答弁を求めます。

以上で1問目を終わります。

○議長（森山 浩二） 答弁を求めます。

○事務局次長（齋村 隆一） 議長。

○議長（森山 浩二） 齋村事務局次長。

○事務局次長（齋村 隆一） それではまず、保険料についてでございますけども、令和4年度・5年度の保険料率の算定に当たりましては、剰余金見込みの全額活用により、前期より平均保険料を引き下げ、被保険者の負担を抑制したところでございます。

一方、令和4年度特別会計補正予算の議案につきましては、令和3年度決算における

実質収支額のうち、国負担金等の精算に伴う返還見込み額を計上したものでございます。

なお、保険料等の負担に関し、納付等が困難な場合におきましては、市町村窓口や広域連合のコールセンターにおいて相談を受け付けており、生活状況に応じて、分割納付などの対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（森山 浩二） 中山議員。

○6番（中山 郁美） ただいま答弁いただきましたが、次長は物価高騰についても年金削減についても全く言及されませんでした。自分たちの責任ではないと、保険料の見直しは必要ないと、そういう冷たい姿勢なんでしょう。

本来、医療保険制度における保険料は、その所得に応じて、払える能力に応じたものでなければならない、これが大前提です。しかし新自由主義がこの原則を壊し、応益負担、つまり利益を受ける者は機械的に定められた保険料を納めよと、能力を無視した負担を強いるようになりました。後期高齢者医療制度が強行実施されたときに、大きな問題だと指摘されていたのはこの点であります。今、かつてなかったほどの物価高騰と年金削減のダブルパンチが、新型コロナによる景気の悪化に加えて、被保険者を襲っている。つまり保険料の負担能力が大きく下がっているのに、保険料には指一本触れようとしない、それでいいのかが厳しく問われております。

2月議会で私が問題にしたように、この8期の保険料は、一人当たり81,731円となり、史上最高であった前期よりわずか700円程度引き下がったものの、史上2番目の高さとなっています。制度発足時より1万円近く上がっているのであります。昨年度の保険料滞納者数は7,301人、そのうち資産があるとして差し押さえられている方の数は現在集計中とお聞きしましたが、例年でいえば300人くらいです。逆に言えば、7,300人の滞納者のうち、大半となる7,000人程度は、差し押さえられる資産もない、払いたくても払えず滞納に至っているということが浮き彫りになっています。辛うじて滞納には至っていないけれども、多くの被保険者が重い負担に苦しんでいます。そこで、現在進行中の物価高騰と年金削減の中、史上2番目に高い保険料負担のままでは、被保険者が払いたくても払えない事態を増大させるのではないかと、御所見を伺います。

先月、三井住友信託銀行がまとめた、高齢者の個人消費動向についての調査月報では、次のように述べています。「高齢世帯は現役世帯と比べ、足元価格が上昇している食料や光熱費の消費支出全体に占める割合が高く、相対的に影響が大きいことから、高齢層の消費者マインドが顕著に低下している。物価上昇に対する消費量の感応度は、高齢世帯ほど負の影響が大きく、また、過去の物価上昇局面よりもその傾向は強い。高齢世帯による消費の回復ペースは、これまで以上に緩慢なものとなり、我が国全体の個人消費回復の重石となろう。」こう述べている。つまり高齢者世帯は、今以上に支出する能力

を奪われていくということです。したがって、負担能力を超えた保険料支払いを強いることは、被保険者の食費や生活費を切り詰める事態を深刻にするのではないかと、御所見を伺います。

また、この報告は次のようにも述べています。「高齢世帯の消費を停滞させてきた、感染症への警戒感が、下押し要因として根強く残り続ける中、今後は更に物価高と年金の減額による家計の逼迫が高齢者世帯の消費を下押ししよう。」やはり高齢者世帯の多くは、コロナと物価高、年金削減の三重苦で家計逼迫に陥っているということでもあります。この事態を考慮せず設定された高すぎる保険料のまま、その支払いを今後も強いていけば、1日2食で耐え忍んできた方々が、更に食費を削る。また、高騰する電気代・ガス代を節約し、夏は熱中症、冬場はインフルエンザ等の危険が増大することになり、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、つまり生存権そのものが脅かされることになるのであります。そこで、生存権の侵害につながらないように、緊急な保険料軽減策が求められるのではないかと、答弁を求め、2問目を終わります。

○議長（森山 浩二） 答弁を求めます。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（森山 浩二） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） 令和4年度・5年度の保険料率の算定に当たっては、令和2年度・3年度の剰余金見込みを全額活用することで、軽減制度適用後の平均保険料を、一人当たり82,509円から、81,731円へと778円引き下げております。

保険料は、所得に応じて負担する所得割額と、被保険者全員が負担する均等割額で構成しており、均等割額は、7割軽減・5割軽減・2割軽減という措置を設けるなど、被保険者の負担能力を踏まえ算出し、所得の低い方に配慮しております。

また、本広域連合では、収入減少などにより、納付が困難な場合には、減免制度を設けて対応しているほか、市町村において福祉サービスにつなげるなど、きめ細やかに対応しています。

ただいま申し上げました均等割額の軽減や独自の減免のほか、新たな負担緩和措置を導入する場合には、必要な財源を広く被保険者に求めるか、構成市町村に追加の負担を求めることとなることから、極めて難しいと考えております。

以上でございます。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（森山 浩二） 6番、中山 郁美 議員。3回目です。

○6番（中山 郁美） 事務局長は、これは制度の説明を長々とされました。そして財源的に保険料引下げは厳しいと、こうおっしゃいました。しかしですね、前期より700円程度引き下げた原資は剰余金です。これですね、被保険者から取りすぎた保険料を還元したに過ぎません。特段、連合や福岡県として負担軽減に努力したものではありません。今まさに緊急事態ですから、独自の手立て、努力により、緊急に減額するこ

とが求められております。財源ないとおっしゃいましたがね、本連合には、後期高齢者医療の円滑な運営のために自由に使える運営安定化基金が約125億円あります。これも、その原資はほとんどが取りすぎた保険料や、被保険者が見込みより医療費を節約したことによるものであり、今こその基金を保険料引下げに充てて、被保険者に還元すべきときであります。したがって、今回の補正については、運営安定化基金の活用による保険料軽減の手立てを盛り込むべきではないか、明確な答弁を求めて質疑を終わります。

○議長（森山 浩二） 答弁を求めます。

○広域連合長（二場 公人） 議長。

○議長（森山 浩二） 二場広域連合長。

○広域連合長（二場 公人） 本年度から団塊の世代の方々が本制度に加入し始め、今後も医療費の増大と保険料の増加が見込まれます。そのため、本広域連合が設置する運営安定化基金は、今後、中長期的な視点で計画的に活用していく必要があると考えています。したがって、今回の補正において、基金を活用して保険料軽減策を盛り込むことは考えておりません。

また、保険料率は、2か年を通じて財政の均衡を保つように設定することとされており、財政期間の中途において保険料率を見直し、当初予算を補正することは考えていません。

以上でございます。

○議長（森山 浩二） 通告のございました質疑は、以上です。これにて「質疑」を終わります。討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

まず、議案第12号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。全員賛成です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第12 一般質問

○議長（森山 浩二） 次に、日程第12、一般質問を行います。質問の回数は、会議規則第57条の規定により、同一議員につき3回までです。再質問を行う際は、挙手を

して「議長」とお呼びください。

また、質問の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で15分以内といたしますので、御了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（森山 浩二） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 私は、高齢者医療費窓口負担2倍化問題に絞って、一般質問を行います。

昨年6月、75歳以上の医療費の窓口負担を1割から2割に引き上げる、いわゆる高齢者医療費2倍化法が、自民・公明・維新・国民民主の賛成で強行され、今年10月から実施されようとしています。2倍化の対象となるのは、75歳以上で、所得が一定額を超える370万人とされ、物価高騰で大打撃を受けている高齢者にこんな負担増を強いるのか、実施予定時期が近づくとつれ、その怨嗟の声は大きく広がっております。この改革は高齢者によって伸び続ける総医療費を敵視し、社会保障費の伸びを抑えるために医療に自己責任論を持ち込み、医療を受けたいなら金払えという考え方のもとに進められてきたものであり、国庫や自治体からの支出を減らすのが目的です。そこでまず、窓口負担2倍化が10月から実施された場合、福岡県による公費負担等がどうなるのか、今年度及び来年度の見込みについてお尋ねします。

この問題は、昨年国会で審議されたときから大きな問題となり、医療や高齢者関係団体をはじめ、広範な国民から、医療を受ける権利を脅かす、などとの反対の声が出され、国会においても議論が行われているさなか、委員会での採決が強行されたものでした。その後も全日本民医連、全国保険医団体連合会、全日本年金者組合、中央社会保障推進協議会など広範な団体が、受診抑制を引き起こすなどの問題を指摘し、抗議声明を次々に上げています。その声が強行成立から1年以上経った現在も、収まることなく広がっていることを見ても、実施された場合の影響の大きさは明らかであります。そこで、本広域連合としては、窓口負担2倍化について、当事者や関係者等の不安や反対の声、受診抑制等の影響について、どう捉えているかお尋ねします。

本議会において私はこれまで、2倍化中止を国に求めるべきではないかとたびたび質し、ここのところ毎回、本連合として国に中止を求めるべきだとする、複数の意見書請願も出されてきました。しかし大変遺憾ながら、意見書請願は賛成少数で否決され続けてきました。一方、福岡県広域連合も一員である、全国後期高齢者医療広域連合協議会としては、国に要望を上げているとされ、その内容は「高齢者が必要な医療サービスを受ける機会の確保という観点から、慎重かつ十分な議論を重ねること」というものでした。この内容は重要なものであったと思います。しかしながら、昨年国会審議は先に述べたとおり、慎重でもなく十分でもないまま自民・公明などが委員会審議を一方的に打ち切り、数の力で強行されたものであります。決して国民的合意がなされたとは言え

ない代物であります。そこで、窓口負担2倍化に関して、全国広域連合協議会として、今年度は国に対してどのような要望を上げているのか、お尋ねいたします。

以上で1問目を終わります。

○議長（森山 浩二） 答弁を求めます。

○事務局次長（齋村 隆一） 議長。

○議長（森山 浩二） 齋村事務局次長。

○事務局次長（齋村 隆一） まず、窓口2割負担が実施された場合の、公費負担等への影響についてお答えいたします。

令和4年度及び5年度の医療給付費は、2か年合計で約1兆6千億円を見込んでおり、この額は2割負担による減少見込みを織り込んだものでございます。この給付費の減少により、国・県・市町村が合わせて約5割を負担する公費負担が約58億円の減、現役世代が約4割を負担する支援金が約47億円の減、給付費の約1割を負担する保険料が約12億円の減少としております。

次に、被保険者の不安や反対の声、受診抑制等についての御質問でございます。10月からの窓口2割負担の実施に当たりましては、市町村や県の広報誌、被保険者に対するしおりやリーフレットの配布、医療機関や高齢者施設におけるポスターの掲示、コールセンターや市町村における問い合わせ・相談の対応など、国・県・広域連合・市町村と一体となって、できる限りの周知や不安の解消に努めています。受診への影響につきましては、必要な受診が抑えられることのないよう、施行から3年間、1ヶ月の外来の負担増を3千円以内に収める措置を導入いたします。

最後に、今年度の全国広域連合協議会の要望についてでございます。去る6月、国に対し、国によるコールセンターの設置を含めた丁寧な説明及び周知・広報、医療機関等への速やかな情報提供と、丁寧かつ十分な説明、2割負担導入に係る経費への支援を要望しております。

以上でございます。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（森山 浩二） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 答弁ではですね、窓口負担2倍化がもし実施された場合にどのようになるのかというのは、国ベースでの数字をお答えになったので非常にわかりにくいんですけども、本県について当てはめますとですね、公費からの医療給付費は今年度33.5億円、来年度は84.3億円、合計で117.8億円が減少になる見込みといたことであります。逆に言えば、約118億円が医療を受けた高齢者の新たな窓口負担となるということです。2倍化の対象になるお年寄りは、病院でまずこれまでの2倍取られ、出された処方箋を持って薬局に行ってお薬をもらい、この薬代を払う時にもまた2倍取られると、その驚きと痛みを想像するとき、こんな理不尽なことが許されるはずはない、改めてそう思います。超高額所得者ならなんてことないでしょう。しかし

2倍化の対象は、そのような文字通りの大金持ちだけが対象ではありません。単身者では収入が200万円以上、月に17万円程度の収入があれば、自動的に2倍化の対象になるのです。国はこういう方々を所得上位者と決めつけて、2倍化の対象としました。17万円の年金があればお金持ちと決めつける政治で、正常と言えるのか、問われております。年金が17万円あるとしても、まるまる自由に使えるお金ではありません。その中から決して軽くない医療と介護の保険料が天引きされます。更に75歳以上のお年寄りとなれば、介護保険を利用することも多くある。そのたびに、1割負担が強いられます。運転免許も返納し、移動もタクシーに頼ることが増えてくる。当然、必要とする医療も増える。そこの支払負担が2倍になるわけです。そうなればどのようなことになるか。例えば、孫には年に1回くらいお年玉もあげたい。進学すればお祝いもあげたい。しかし、それさえできなくなる。冠婚葬祭に呼ばれてもお包みもできずに、出席さえ遠慮する。こんな事態が生じることになるのです。許されるでしょうか。そもそも、収入200万円の単身者などを所得上位者と位置づけ、2倍化の対象にすることに道理はないのではないか、私はそう思います。御所見を伺います。

議案質疑でも述べたように、現在異常な物価高騰が続き、高齢者の生活を直撃しています。消費税が10%に増税されて以降、明らかに景気が冷え込み、経済全体が痛んでいる中での物価高、法が強行成立した昨年は想定されていなかった事態が今まさに進行しています。政府は日銀の異次元の金融緩和を容認し、円安は今後も更に続きます。まともな政治なら、それに見合う年金の引上げを行うでしょう。実際に諸外国ではそう動いている。しかし我が国は逆に、年金を下げています。本日付けの西日本新聞はこう書きました。「年金引下げ、高齢者に悲鳴。物価高騰と二重苦」。更に長引くコロナ禍の今、精神的にも経済的にも疲弊している中で、窓口負担2倍化という負担増がまさに三重苦、四重苦となり、受診控えを招くことが各種調査で明らかになっています。受診を控えて症状を悪化させるか、食費や水光熱費を削るところまで追い込まれるか、どちらかの選択を強いるようなものであります。答弁では3年間配慮措置が取られるから大丈夫と言われましたけれども、入院の場合はいきなり全面実施であります。外来でも軽減はごく僅かであり、焼け石に水です。したがって、異常な物価高騰の中での窓口負担2倍化の強行実施は、被保険者の受診抑制や生活破綻など、重大事態を引き起こすのは明らかだろうと思いますが、答弁を求めます。

広域連合協議会として、国に上げた要望について答弁がありました。その内容は国による丁寧な周知・広報、コールセンターの長期間設置などであります。法が通ってしまったから仕方がないという姿勢ですけれども、慎重かつ十分な審議をついこの間まで求めてきたのに、これ決してそうならなかったわけです。多くの国民の強固反対の声を背景に、立憲民主党・日本共産党など真つ当な野党が厳しく抗議する中、審議を打ち切り、採決が強行されたのです。連合協議会自身が求めた、慎重かつ十分な検討という要求は、いわば踏みにじられた。ならば、厳しくあなたがた自身が抗議をして、審議をやり直せ

と求めるのが当然ではないですか。しかも、これが実施されたら、医療と暮らしの現場で何が起きるか。私は縷々（るる）述べてまいりましたが、被保険者の状況をあなたがた広域連合が知らないはずがありません。今回の広域連合協議会からの国への要望は10月からの実施を前提としたものであり、被保険者に及ぶ深刻な影響を反映していないものにすぎないと思いますが、答弁を求めます。

以上で2問目を終わります。

○議長（森山 浩二） 答弁を求めます。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（森山 浩二） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） まず、収入200万円の単身者等を対象にすることについてお答えします。

国における窓口負担の見直しは、少子高齢化が進む中で、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築するという議論の中で、被保険者の収入や生活への影響を踏まえ、社会保障審議会や各界各層の代表からなる検討会議での1年以上にわたる検討を経て、昨年6月、国会で成立したものです。

対象の要件は、収入200万円以上かつ課税所得28万円以上となっており、課税所得28万円以上の方は、3割負担の方を除き、上位約20%とされております。

次に、物価高騰の中で受診抑制等を引き起こすのではないかと、全国広域連合協議会の要望は10月実施を前提としたものであり、被保険者への影響を反映していないのではないかという御質問にお答えいたします。

窓口負担の見直しは、昨年6月に可決・成立した改正法に基づくものであり、その施行日は、政令で本年10月とされたものです。窓口負担の見直しに当たっては、現在既に、所得に応じた窓口負担の上限額が設けられているほか、新たに、必要な受診が抑制されることがないように、配慮措置を実施します。これにより、国が示した平均窓口負担額は、外来で年間約3万円増えるところ、約2万2千円の増加にとどめる効果があるとしています。

10月からの実施に当たっては、これら負担を抑える制度や措置を、確実に被保険者の方々に周知・広報してまいります。

以上です。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（森山 浩二） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 2倍化の対象を200万円以上の収入のある単身者等にしていることについては、国を代弁する答弁をされました。実態を無視したとんでもない答弁だと思います。受診抑制や生活破綻を引き起こすのではないかとという質問に対しても、配慮措置がある、これも国の官僚かと思うような答弁を続けられました。全日本年金者組合が発行している年金者新聞には、年金削減で苦しむ後期高齢者の切実な声が掲載さ

れています。紹介したいと思います。「在職中に建てた家も30年経って、屋根・ベランダ等傷みが激しくなりました。電化製品も同じく経年劣化しています。高額のお金がかかるので、新しくできないままです。夫が抗がん剤治療を受けていますが、辺鄙な場所にあるので、往復のタクシー代が大変です。これ以上年金が下がれば、そのうち生活ができなくなりますね。高齢者を虐めるのはやめてほしいです。」78歳の女性です。もうひとかた、「夫87歳、妻88歳の2人の生活です。昨年私は、大腿骨の骨折で入院手術を行い、その後はほとんど歩行困難になり、現在は老健施設にお世話になっています。老健への月々の支払い、病院代もあり、物価高で大変です。この先何年この状況が続くかと、大きな心配がのしかかります。」88歳の女性です。今でさえですね、このようなぎりぎりの生活を強いられている方々に2倍化を押し付ければ、どういうことになるか、明らかではないですか。したがって広域連合は、新型コロナの影響、年金削減、物価高騰という事態が同時に襲いかかっている被保険者に、窓口負担2倍化まで押し付けることは許さないという立場に立つべきではないか、明確な答弁を求めます。

最後に、国民の命を守る最前線に立っておられる全日本民医連、民主医療機関連合会が、昨年国会での二倍化法強行可決ののちに出された、抗議声明を紹介します。「多くの国民がコロナ禍による困窮に苦しむ中、国民の負担を更に増やし、命と健康を守ることとは正反対の法案を押し通すことなど、言語道断である。就労収入のない、いわゆる社会的弱者とされる後期高齢者の、命に直結する医療費窓口負担を2倍化するなど、血の通った為政者のやることではない。100万筆を超える2割化反対を求める署名の声と、多くの医療関係団体や研究者等が、医療費の窓口負担増が受診抑制を引き起こし、健康悪化を深刻化させるとの反対の声を無視し、年収200万円から負担可能だと強弁する政府に道理はない。更に、負担増を抑える配慮措置が、外来の3年間だけである上、入院には何ら措置が取られていないとの指摘に対し、田村厚生労働大臣が、他の支出を減らして対応できるなどと答弁し、貯蓄を切り崩しながらなんとか生活している高齢者の苦しい生活実態を全く意に介さない姿勢は許されない。更に、現役世代の負担軽減は月額30円程度にとどまり、政府の説明はまやかしかであるなどの指摘に対し、まともに答弁できないままに法案を可決・成立させることは議会制民主主義の冒瀆である。全日本民医連は、高齢者の命と健康悪化を招く、医療制度改革関連法、高齢者医療費2倍化の可決・成立に満身の怒りを込めて抗議するとともに、施行を許さない戦いを広範な人々とともに進める決意である。」こういうものであります。75歳以上の高齢者に医療を保障する広域連合は、この方々や被保険者の立場にこそ立つべきです。したがって、広域連合全国協議会として、2倍化の中止を求める緊急要望を国に突きつけるよう、至急協議すべきではないかと思いますが、答弁を求めて質問を終わります。

○議長（森山 浩二） 答弁を求めます。

○広域連合長（二場 公人） 議長。

○議長（森山 浩二） 二場広域連合長。

○**広域連合長（二場 公人）** 今回の見直しは、令和4年度から団塊の世代が後期高齢者となり始め、医療費の増大と保険料の増加が見込まれる中、これを支える現役世代の負担がこれ以上重くならないよう、国における慎重な検討と、国会審議がなされ、成案になったと認識しております。

そのため、全国広域連合協議会で協議するという事は考えておりません。

以上です。

○**議長（森山 浩二）** 通告のごさいました質問は以上でありますので、これにて一般質問を終わります。

- 日程第13 請願第5号** 後期高齢者医療費「窓口2割負担」実施の撤回を求める請願
- 日程第14 請願第6号** 75歳以上の医療費窓口負担について2割化実施の凍結を求める請願書
- 日程第15 請願第7号** 75歳以上の医療費窓口自己負担2割化実施の凍結を求める請願書

○**議長（森山 浩二）** 次に、日程第13、請願第5号から、日程第15、請願第7号までの3件を一括して議題といたします。

紹介議員に、請願の趣旨の説明を求めます。

○**6番（中山 郁美）** 議長。

○**議長（森山 浩二）** 6番、中山 郁美 議員。

○**6番（中山 郁美）** 紹介議員として、3本の請願についての趣旨説明を行わせていただきます。

まず、請願第5号であります。全日本年金者組合福岡県本部から提出をされています。私がただいま一般質問を行いました窓口の2割負担問題、これについての切実な請願でございます。「後期高齢者医療費「窓口2割負担」実施の撤回を求める請願」ということであります。今、この制度が10月から実施されようとしている中で、この年金がですね、2022年の4月から0.4%引き下げられた問題を掲げておられます。加えてロシアのウクライナ侵略戦争と、急激な円安の進行で物価が軒並みに値上げされていること、生活の原資を年金にしか求められない多くの高齢者にとって、今日の年金制度と物価高は死活的な問題であると、こういう状況を述べた上で、本当に医療費窓口2倍化負担となれば、その影響は極めて深刻な事態を引き起こすということを指摘しておられます。75歳以上ともなれば、加齢による身体の故障が頻発するのは当然であり、通院を要する症状も複数ある、これが普通だと、その高齢者に対して、医療費の負担を2倍化にすることが、どれほど過酷な仕打ちか、御理解いただけたと思いますと述べた上でですね、憲法25条が掲げる生存権、これを守るためにもですね、窓口2割負担実施の撤回を求める意見書を政府に提出してほしいと、こういう請願であります。

続きまして、請願第6号、福岡・佐賀民医連共同組織連絡会からのものがございます。これも趣旨は同様ですけれども、75歳以上の医療費窓口負担について、2割化実施の凍結を求める請願であります。後期高齢者の9割以上が病気やけがなどで病院に通院しており、長期入院も珍しくない。コロナ禍の2019年末以来、健康不安を抱えて経済的にも困窮した多くの高齢者の受診控えが、もう既に進んでいるということが述べられております。また、保険料の滞納問題も深刻、年々滞納者が増えて、2021年3月末には滞納者が7,400人を超えているということを指摘されております。更に公的年金が引き下げられた問題、この10年間では実質6.7%も削減されている。そして消費税も10%に増税されている。当事者からは「2割になれば受診回数を減らして、食費も削らざるを得ない」「通院自体が難しくなる」などの怨嗟の声が届いているということをお述べの上です、国と関係省庁に対して、この2割化実施の凍結を求める意見書を提出してほしいという請願であります。

請願第7号は、福岡県社会保障推進協議会からのものがございます。これも趣旨は同じです。医療費窓口負担2割化実施の凍結を求める請願というものであります。ここでは、高齢者の所得の8割が公的年金が占め、約7割の世帯は公的年金のみで生活している。働く高齢者が増え、貧困化も広がり、生活保護利用世帯のうち高齢者世帯の占める割合がなんと53%を占めている。年々増加していることが示されております。多くの高齢者からは、保険料を含め税負担が重いという声が上がっている。更に政府が行った60歳以上の方々の調査では、約9割が家計に「ゆとりがない」「苦しい」、こう答え、今後力を入れてほしい高齢者政策では、医療、介護、年金が群を抜いているということでもあります。今後の社会保障水準も向上、維持をさせてほしいというのが7割を占め、これが引き下がってもやむを得ないという方は1割に過ぎない。これが高齢者の声であることを示してあります。社会保障拡充こそが高齢者の真の願いです。こういう点を踏まえてですね、国と関係省庁に対し、75歳以上の医療費窓口負担2割化実施の凍結を求める意見書を提出していただきたい、こういう趣旨であります。

以上、3本の請願でありますけれども、ここに御参集の議員各位におかれましては、各地方自治体です、その行政の長を務めておられたり、あるいは議会で重要な役職を占めておられたり、こういう方々がほとんどであります。住民に最も近いところで仕事をしておられる議員各位はですね、高齢者の切実な声をしっかりと受け止めていただいているものと、私は信じております。是非この3本の請願、採択をしていただきますようお願いをして、趣旨説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森山 浩二） これら請願に対する執行部の参考意見を求めます。

○事務局次長（齋村 隆一） 議長。

○議長（森山 浩二） 齋村事務局次長。

○事務局次長（齋村 隆一） それでは、請願項目に対する執行部の参考意見を申し上

げます。参考意見はお手元に配付しておるとおりでございますけれども、記載しております窓口2割負担導入の目的・背景は、先ほど広域連合長から答弁がありましたので、御覧いただきたいと思っております。

執行部の参考意見の結論のみ申し上げますと、3つめの丸のとおりでございますが、今般の見直しは、避けられない必要な制度改革と捉えており、確実に実施していくことが必要であると考えております。

簡単でございますが、以上でございます。

○議長（森山 浩二） これより採決いたします。まず、請願第5号「後期高齢者医療費「窓口2割負担」実施の撤回を求める請願」の採決をいたします。

お諮りします。請願第5号を採択することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。賛成少数です。

よって、請願第5号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号「75歳以上の医療費窓口負担について2割化実施の凍結を求める請願書」の採決をいたします。

お諮りします。請願第6号を採択することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。賛成少数です。

よって、請願第6号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第7号「75歳以上の医療費窓口自己負担2割化実施の凍結を求める請願書」の採決をいたします。

お諮りします。請願第7号を採択することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。賛成少数です。

よって、請願第7号は、不採択とすることに決定いたしました。

以上で、議事日程は、全て終了いたします。

お諮りします。本定例会において可決された各案件については、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第39条の規定により、これを議長に委任願いたいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、本定例会において可決された案件の条項等の整理については、議長に委任することに決定いたしました。

■閉会（午後3時25分）

これをもちまして、令和4年第2回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会

いたします。

ありがとうございました。

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長

森山 浩二

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

月形 祐二

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

田頭 喜久己